

令和8年3月19日

第3回加須市農業委員会総会議事録  
(公開用)

加須市農業委員会

### 第3回 加須市農業委員会総会議事日程

#### 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和8年3月19日				招集場所	市民プラザかぞ多目的ホール			
開会の日時	午後1時50分				閉会の日時	午後3時33分			
会 長	小 川 達 男				職務代理	松 本 昇			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	高 橋 雅 一	○		9	小 山 治 延	○			
2	久 保 文 夫	○		10	須 藤 秀 夫	○			
3	瀬 下 京 子	○		11	関 弘 明	○			
4	山 岸 和 男	○		12	松 本 昇	○			
5	嶋 村 淨	○		13	中 島 利 雄	○			
6	金 子 勇 一	○		14	小 川 達 男	○			
7	小 川 達 夫	○		15	小 坂 実	○			
8	松 本 榮 次 郎	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局 長 野 崎 修 司				
					次 長 前 島 勝 己				
					主 幹 渡 辺 昌 也				
					主 幹 野 崎 浩 次				
					主 査 大 熊 健 太 郎				
					主 任 福 地 英 昌				

開会 午後 1時50分

○局長（野崎修司君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

本日、通常よりも10分早い開会となりましたが、皆様方にもお集まりいただきましてありがとうございます。

これより令和8年第3回の加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。



### ◎開会の宣告

○局長（野崎修司君） 初めに、松本職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） それでは、皆様、こんにちは。職務代理の松本です。

本日は、委員各位におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。春になって暖かくなりまして、桜が何か今日の2時頃、開花発表の予定だとかというふうなことをテレビでさっき見てきました。

そういうことで、今日は、このメンバーでは最後の総会になります。今日も慎重審議よろしくをお願いします。

それでは、これより令和8年第3回加須市農業委員会総会を開会いたします。



### ◎会長挨拶

○局長（野崎修司君） ありがとうございます。

続きまして、小川会長さんからご挨拶をいただきます。よろしくお願いします。

○会長（小川達男君） 皆様、こんにちは。

今、職務代理が申されたとおり、公私とも大変お忙しい中、当総会にご出席いただきましてありがとうございます。

この総会は、本日で延べ36回目であります。皆様方の慎重審議の最後のお願いでございます。よろしくお願いします。

簡単ですけども、私の開会に対しての挨拶といたします。よろしくお願いします。

○局長（野崎修司君） ありがとうございます。

---

◇

◎出席委員数の報告

○局長（野崎修司君） 本日の総会に当たりましては、委員の皆様全員の出席をいただいておりますことをご報告申し上げます。

---

◇

○局長（野崎修司君） 議事に入ります前に、本日の資料の中で訂正がございますので、事務局より説明を申し上げます。

○事務局（前島勝己君） すみません、失礼します。

それでは、本日の訂正なんですけれども、1件ございます。

議案書の最後のページ、48ページですね、この47ページの資料をお配りさせていただいたんですが、実際には48ページがもうこれ全部なくなります。 のほうが借りていた土地の解約になりますけれども、これちょっと書類等に不備が生じたので、今回、こちらの報告事項から除くということでご理解いただければと思います。よろしくお願いたします。

以上です。

○局長（野崎修司君） それでは、これより議事に入らせていただきます。

議事進行につきましては小川会長さん、よろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） それでは、よろしくお願いいたしますと思います。

---

◇

◎議事録署名委員の指名

○会長（小川達男君） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

3番、瀬下京子 委員及び

4番、山 岸 和 男 委員

の両委員を指名いたします。



### ◎取下願の報告

○会長（小川達男君） 議事に入る前に、4件の取下願が提出されております。

本日の議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」のうち、議案書6ページの1番の高柳地区、議案第4号「農地法第5条第1項の規定についての許可申請について」のうち、議案書8ページの5番、大越地区、議案書9ページの7番、志多見地区及び11ページの14番、高柳地区の案件については取下願が提出されておりますので、本日の議案からは除かれますことをご報告いたします。



### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の7件を議題といたします。

初めに、1番の三俣・不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図1ページから4ページをご覧ください。

本案件は、賃借権（3年）により土地を借り受けるもので、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大を図るため、譲渡人は、譲受人が耕作したほうが効率がよいための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

3月12日の木曜日、田村推進委員さん、儘田推進委員さんと現地を確認後、  
氏宅を訪問してまいりました。

本件は、全て が管理しておる管理圃場でございます。 に確認したところ、従前から  
相対、ないしは中間管理として契約をしていた農地でありまして、今回、農地法第3条に  
基づいた契約をお互いに希望しておりますので、農業委員会事務局と相談しながら3条に基  
づく契約に見直したというものです。

圃場のほうは、 のほうでしっかり管理しておりまして、きれいな圃場でございました。  
念のために、譲渡人である一部、 氏、 氏、 氏等々に確認をしたところ、間違い  
ないということでした。

何ら問題ないと思料いたします。ご審議よろしくお願い申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の三俣・不動岡地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願い  
いたします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図5ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は規模拡大のため、譲渡人は遠方により耕作できないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問  
題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査  
の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

3月12日に地区担当委員の森博司さん、寺田薫さんの3人で現地確認を行ってまいりました。

譲受人の さんに現地対応をしていただきました。

案件の土地は、 さんが以前から借り受け、稲を作付しております。位置図を見てもらいますと、 を含め、下へ5枚の田んぼが一括して管理されておりました。

譲渡人の さん、 さんは高齢であり、 、 に住んでおり、管理ができないため贈与したいとのことです。耕作放棄地になるのを未然に防ぎ、農地を有効利用できると思います。

このようなことから、本件申請は状況を確認し、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の樋遣川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、3番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図6ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は農業規模を拡大するため、譲渡人は農業規模を縮小するための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

3月12日に地区担当委員の寺田薫さん、森博司さんの3人で現地確認を行ってまいりました。

譲受人の代理人であります さんに現地対応をしていただきました。

譲受人の さんは、以前から案件の土地 と を野菜畑として、 を水田として借り受け耕作しております。 の右隣の土地は さんの土地で、1枚の田んぼとして稲を作付しているとのことでした。これから先も家族で自家用の米、野菜を作りたいとのことでした。

譲渡人の さんは、経営規模を縮小したいことから贈与するとのことでした。耕作放棄地を未然に防ぐことになり、農地を有効利用できると思います。

このようなことから、本件申請は、状況を確認し、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の樋遣川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図7ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は申請地近くで飲食店を行っており、食材として使用したいため、譲渡人は遠方により困難なための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

3月12日に地区担当委員の寺田薫さん、森博司さんの3人で現地確認を行ってまいりました。

譲受人の さんに現地対応をしていただきました。

案件の土地は、 さんの自宅のすぐ近くにあります。きれいに耕うんされ、整備されていきました。土地を管理するため、トラクターを購入してあり、近所の方からいろいろアドバイスを受けながら野菜作りをしているとのこと。

さんの住所は になっておりますが、今は に住んでおり、カフェを経営しています。できた野菜はお店で調理して提供しているとのこと。

譲渡人の さん、 さんは高齢であり、 、 に住んでおり、管理ができないため売却したいとのこと。耕作放棄地になるのを未然に防ぎ、農地を有効利用できると思っています。

このようなことから、本件申請は状況を確認し、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の樋遣川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の騎西地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図8ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大を図るため、譲渡人は高齢により耕作が困難なための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問

題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

3月10日、火曜日に推進委員の清水さんと増田さんの3人で現地確認を行ってまいりました。

案内と聞き取りですが、代理人の さんと連絡が取れなかったため、今回の譲受人の さん宅を訪問しました。あいにく本人が仕事で不在であったため、譲受人のお母さんがおりましたので、お話を伺いました。

現地の状況ですが、草も生えておらず、きれいに管理されておりました。今回の申請に至った経緯を確認したところ、譲渡人の さんからの申出だそうです。 さんは、今回の申請地ですが、最近は耕作はしていないで、耕うんなどの管理だけをしていたそうです。高齢になり、それも難しくなってきたことから、処分を考えていたそうです。

こうした中で、今回の申請地が今回の譲受人の さんの家の目の前であること、また今回の申請地の東側の農地を さんが現在耕作していることから、無償でよいから引き取ってもらえないかと さんから相談をしたそうです。 さんは、無償というわけにもいかないので、売買という形で話がまとまったとのことでした。

聞き取り結果や現地の状況は以上でございまして、今後の耕作の利便性や農地の有効活用の観点から、今回の申請については許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番の騎西地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図9ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は農業経営を拡充したいため、譲渡人は農業を行わないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（山岸和男君） 4番、山岸です。

この案件につきまして、3月14日に推進委員の荻原さん、新井さんと現地確認をいたしました。聞き取りは、後日、さんのほうに電話をして聞き取りをやりました。

現地は、多少枯れ草が少しありました。これはさんの、位置図のほうなんですけれども、って書いてあるところが宅地で、さんの実家の土地です。相続で、この申請地は畑なんです、申請地ごと相続で取得したんですが、近所の話ですと、介護施設へもう入所されたということなので、去年あたり、母屋も壊して解体して不動産屋さんにご相談して売りに出しているところ、譲受人のさんが買ってもらうということで話がまとまりました。

さんのほうに電話で聞いたところ、に住んでいるということなんですけれども、娘さんの家を建てるのに使いたいと、畑はそのまま使うということだそうですので、許可相当と判断しましたが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図10ページから12ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は農業経営の拡大のため、譲渡人は相続した土地を処分したいための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

3月14日荒井推進委員さんと現場確認をして、譲渡人の さん、譲受人の さん、それぞれのお宅に伺い、話を聞きました。

現地圃場は、どの圃場もきれいに管理はされておりました。

譲渡人の さんは、今後、相続する人がいなく、以前から耕作していた譲受人の さんに譲渡したいとのことでした。譲受人の さんは、今回、譲渡の話があり、引き受けたそうです。

この案件につきましては、問題なしと考えました。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の3件を議題といたします。

初めに、1番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図13ページ及び建物配置図4-1をご覧ください。

本案件は、自己用住宅とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、昭和45年以前から自己用住宅の敷地の一部が農地であることが分かり手続をするものであり、今後においても自己用住宅として使用していくことから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

3月14日に荒井推進委員さんと申請者の さん宅に寄り、現場確認をして話を聞きました。

申請者の さんは、住んでいる家が農地だと分かり、今回の申請になったそうです。さんの話によると、申請をして安心して住んでいきたいと言っていました。

この案件につきましては、問題なしと判断しました。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番及び3番の豊野地区の案件については関連がありますので、一括して事務局よ

り説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 1 4 ページ、1 5 ページ及び公図転写連続図 4-2、4-3 をご覧ください。

4 条の 2 番と 3 番は、同一の開発工事に伴う公衆用道路の寄附で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

本案件は、公衆用道路とするため許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、両案件とも第 2 種農地と判断され、道路法第 2 4 条の施行承認を受け、加須市に公衆用道路として寄附するために申請するものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6 番（金子勇一君） 6 番、金子です。

まず、2 項のほうから、両方とも 3 月 1 0 日に地区担当推進委員の坂田さんとともに譲受人代理の さんから聞き取り調査並びに現地調査を実施いたしました。

現地は、昨年 7 月に 5 条申請された農地に隣接する狭小地で耕作されておられません。

まず、2 項のほうですけれども、 さんによりますと、今回の開発に伴い、隣接する道路を整備しようとしたところ、農地が残っており、この申請になったということです。

譲渡人は、この道路の拡張計画が加須市合併以前のもので、ほかに隣接する 2 筆の農地は道路処理されており、ここだけ未処理として残ってしまった理由は不明とのことでした。

この農地に隣接する農地はないことから、許可相当と判断したところです。

次、3 項のほうですけれども、同じく周回道路の端に当たる案件でして、自宅に入る進入路が今回の開発の道路と重なっており、その道路を拡幅するため、農地が狭いことから、道路に拡張して進入路を広くしたいという地主さんの要望があり、今回のことになったとのことでした。

このようなことから、農地法の基準を満たしていると思われましますので、許可相当と判断してきたところです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

初めに、2番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小川達男君) 次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の14件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図17ページ、土地利用計画図5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、長屋住宅(1棟8戸)の建築を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番(久保文夫君) 2番、久保です。

3月13日、推進委員の梅田さん、野本さん、譲渡人の さん、代理人で設計事務所の さん及び不動産会社の さんの6人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

現地は の 境で、北側に 地内の新興住宅が連なり、南側は長屋住宅2棟があり、東側は葛西用水路で、905平米の申請地には枯れ草が足元に繁茂しておりました。

譲渡人の さんは、高齢のため農業には従事しておらず、また後継者もなく、この先は管理ができないため手放すとのことでした。

譲受人の さんは、不動産会社を通じ、この申請地を購入し、長屋住宅（1棟8戸）を建設するとの代理人のお話でした。これにより、周辺農地や他の住宅には支障がないものと思われま

す。これらのことから、本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図18ページ、土地利用計画図、給排水施設計画図5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅の建築をするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可が見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

3月12日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地は、きれいに管理されていました。譲渡人の さんにお聞きしました。申請地は草刈り機で管理していましたが、夏の暑い時期の草刈りは大変で、今回、土地の売買の話があり、今回の申請になりました。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図19ページ、配置図、土地利用計画図5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（30年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可が見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

3月12日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地はきれいに管理されていました。譲渡人の さんにお聞きしました。譲受人のさんは息子さんで、今はアパートに住んでいます。結婚してこれからの生活を考えて、申請地に自己用住宅を計画しています。申請地の南にあるおうちが さんの実家です。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図20ページ、土地利用計画図5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権(40年)により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可が見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(小川達夫君) 7番、小川です。

3月11日、水曜日に田村推進委員さんと現地を確認後、さん宅を訪問してまいりました。

まず、現地は、現況は畑でありまして、作物を作付した形跡はございませんが、除草された管理された農地でございました。

さん宅に訪問しまして、さんはおり、ご自宅にはおりましたけれども、面談はできませんでした。しばらく待った末、長男の人が帰ってまいりましたので、長男に本件につきましてお話を聞きました。

まず、今回の譲受人でありますさんとさん、こちらはさんの孫に当たります。さんが孫で、さんは奥さんでいらっしゃいます。長男のお話によると、さんは長男の弟の子供で、弟はに住んでいるそうです。弟さんにも話は聞けませんが、さんにも話は聞けませんでしたので、長男の方にお話を聞きました。弟の長男の方がに住んで

おりますけれども、結婚し、お子さんもできたことから、土地をどうにかしてくださいという  
ことで頼まれて、 さんの実家は、位置図で見ますと と書いてある前の川の南にあ  
る というのがご実家でございます、 さん宅は市街化に入りまして、もう既にお分  
けする土地がないものですから、 の北の調整区域の 、こちらに住宅はどうかという  
ことでお話ししましたら、周りも宅地化してまいりましたので、そこならいいですよという  
形でお孫さんも納得してお借りするということになったそうです。

今回、ハウスメーカー設計士の さんのほうにもお話を聞きまして間違いのない、排水等  
も調査済みということですので、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議よろしくお  
願いたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

確認です。

議案書を見ますと、ご夫婦で共有名義で取得するということだと思うんですけれども、5  
条の2番を見ますと、同じ共有名義で持ち分が書いてあるんですね。今回、こちらの4番の  
ほうは持ち分が入っていないんですが、議案書の漏れじゃなくて、申請書に持ち分が入って  
いないということでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

漏れではなくて、申請書に持ち分は入ってございません。

以上です。

○11番（関 弘明君） ありがとうございます。

許可が出た後、許可証を添付して所有権移転登記を出すと思うんですけれども、先日、法  
務局のほうに確認をしました。許可証に持ち分が入ってなくて、登記するときは持ち分を  
入れないと登記できないんだと思うんですけれども、許可証に持ち分が入ってなくても、  
登記のときは持ち分を入れてくれれば受け付けられるという話でしたので、何ら問題はない  
んですけれども、一応、念のため確認をさせていただきました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図2 1ページ及びレイアウト図5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番(須藤秀夫君) 10番、須藤秀夫です。

3月12日に地区担当委員の腰塚明さんと現地確認を行ってまいりました。

譲受人、 の代理人であります さんに現地対応をしていただきました。

現地は、ハウスが建てられており、ハウス内は長年耕作していない状況で、草で覆われていました。ハウスを撤去してから太陽光発電を設置するとのことでした。

譲渡人の さんは、案件の土地を相続しましたが、都内に住んでおり、管理ができないことから売却したいとのことでした。管理体制は、年2回の除草作業、そのほか随時環境整備に当たり、事業名、連絡先を明示しておくとのことでした。該当する周りはフェンスで囲い、安全を確保するとのことでした。

このようなことから、本件申請は状況を確認し、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

ないですか。

どうぞ。

○4番(山岸和男君) 4番、山岸です。

5番のほうは取下げということだったんですけれども、近くだし、同じ人のあれなんですけれども、どういう理由で5番と6番の違いは取下げと申請となったんでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

事務局のほうで現地調査を行った際、5番のほうにつきましては、まだ現地がちょっと農地の状態じゃなくて、樹木があったり、コンクリートが引いてあったり、資材が置いてあったりということで、それを現状復旧をするようにお話ししたんですけれども、ちょっと総会までに原状復旧が間に合わないということで、今回、こちらの5番のほうは取り下げるということでお話をいただいております。

以上です。

○4番（山岸和男君） どうもありがとうございました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図23ページ、土地利用計画図5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可が見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松本榮次郎君） 8番、松本です。

この報告の前にちょっと、本来なら農業推進委員の夢川推進委員さんが立会います予定で

ございましたが、ちょうど体の都合、腰の手術をしたばかり、また当日は白内障の手術ということで参加ができないので、私1人で一応参加したということで、前もって冒頭に報告をしたいと思います。

それでは、8番の内容について確認事項を報告いたします。

内容については、3月11日に代理人、 さん、それから譲渡人の さん、私と3人で現地を確認しました。

現地は、きれいに管理はされていたんですけども、水稻を作る予定が、水の供給が困難ということで、一応何か空けていたということで、畑についてはきれいに整地されていたということになっていました。

代理人からの説明では、 さんがこの地に自己用住宅を建てたいということで事前に申請し、 さんは子供さんが娘さんなので、できればお父さん、土地を減らしてほしいという話もあり、今回、この土地を譲り渡すような形で売却するような形にしたいというふうに思っているということがありました。

確認の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図24ページ及び配置図の5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、既存の資材置場では手狭なため、以前から探していたところ、本社から近い申請地を譲り受けることができたことから申請するものであり、一般基準及び

立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松本榮次郎君） 8番、松本です。

先ほども説明したように、この日、同じように推進委員の夢川さんが体の都合がつかなくて、私1人で一応立会いを行いました。

内容については、後日、3月11日に立会いをし、3月13日に夢川推進委員さんに報告し、了解を得たということで前もって報告します。

それでは、9番について、志多見地区の内容について説明させていただきます。

代理人の さんと書類では書いてあるんですけども、当日は さんという方が一応参加し、当日、代理人が さんから さんになりました。立会い者は、一応私と譲渡人の さんと3人で現地を確認しました。

内容については、先ほどの位置図の中に書かれているんですけども、左側の という大きいほうですけども、これが9番の項目でございます。ここについては、面積が ですね、これが さんが購入するということで、一応、 さんの資材置場ということになりますというところは説明を受けました。

それで、続けてこれ、いいですか。

10番も同じ内容の畑で、10番も同じ内容でございますけれども、位置図の 、これが10番になるんだと思うんですけども、これは自己用住宅、 さんの奥さんが家を建てるということで計画していたということで、奥さんの名義で一応土地を、自己用住宅を建てるということになりました。細かい内容については、何で奥さんが建てるというのは確認はしなかったんですけども、そういう説明がありました。

特に問題ないというふうに判断し、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） それでは、10番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図24ページ、配置図5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書

類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可が見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

ただいま説明がありましたけれども、9番と10番についてのご質疑等をお受けしたいと思

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

初めに、9番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

続きまして、10番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図25ページ及び土地利用、排水、給水計画平面図5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅（2棟）を建築するもので、必要

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可が見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

3月10日、火曜日に推進委員の清水さんと増田さんの3人で現地確認を行ってまいりました。案内と聞き取りは、代理人であります さんに対応していただきました。

現地の状況ですが、畑で、少し雑草は生えておりましたが、年に数回は草刈り等を行うなどの一定の管理はされておりました。

代理人の さんによりますと、譲渡人の さんは、相続により本件農地を取得しましたが、住所が ということと管理ができないため、不動産屋さんに管理をお願いするとともに、売買等の処分についても相談をしていたそうです。こうした中で、加須市内に住所を置き、建物の建築や売買等を業とする今回の譲受人であります との間で話がまとまり、今回の申請に至ったとのことでした。

住宅を建築することにより、周辺農地への影響ですが、今回の申請地の西側に同じ譲渡人の さん所有の農地が残っておりますけれども、今回の農地と同じように草刈りだけをやっているような状況であり、今後、売却し、同じように住宅を建築する予定とのことであることから、問題はないと考えました。

このようなことから、今回の5条の申請については許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

11番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

○局長（野崎修司君） 質疑の途中でございますけれども、ここで休憩を取りたいと思います。

再開につきましては、3時5分といたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時05分

---

◇

◎開議の宣告

- 局長（野崎修司君） これより審議を再開いたします。
- 会長（小川達男君） それでは、始めたいと思います。

- 
- ◇
- 会長（小川達男君） 12番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図26ページ、土地利用計画図5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が贈与により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可が見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

- 会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は14番、私のほうで現地調査の結果及び補足説明をさせていただきます。

この案件については、去る3月14日、午後1時に推進委員の石川さんと2人で現地調査を行いました。

現地は、譲渡人 さん宅の宅地の東側にあり、作物は作ってありませんが、草1本なく適切に管理されておりました。そして、譲渡人の自宅にお伺いし、お話を聞こうとしましたが、留守でありましたので、次の日の3月15日に私1人で譲渡人を訪問し、ちょうどさんの奥さんがおりましたので、奥さんから聞き取りを行いました。

この譲渡人、譲受人は親子関係であるということ、また、内容は全て申請書どおりであるということから、何ら問題ないというふうに判断しました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

これにつきまして、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 2 番の種足地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、1 3 番の鴻葦地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 2 7 ページ、配置・排水計画図 5 - 1 3 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 1 種農地と判断されますが、農地法施行規則の第 1 種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可が見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1 5 番（小坂 実君） 1 5 番、小坂です。

3 月 1 2 日に推進委員の泉津井さんと現地にて譲受人の代理人の さんから話を聞いてまいりました。

それによりますと、譲渡人の さん、 さん、母親の実家の土地だということで、相続で得たということでした。譲受人の さんも住まいが手狭ということで新しい土地を探していたところ、不動産屋さんからこの土地を紹介されたそうです。

現在、この土地は数年、何も耕作されておらず、雑草が生い茂っておりました。耕作放棄地の解消にもなりますので、許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議お願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 3 番の鴻葦地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い

します。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、15番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図28ページ、配置図5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、敷地拡張により駐車場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、事業拡大に伴い、既存敷地（事務所・倉庫）に隣接する土地を購入し、駐車場として敷地の拡張を計画したものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（山岸和男君） 4番、山岸です。

この案件につきまして、3月14日に推進委員の荻原さんと新井さん、現地確認と聞き取りをいたしました。

聞き取りは私のほうで家屋調査士の さん、譲渡人の さんに電話で聞き取りをいたしました。

さんによりますと、有限会社 さんは、配管工事の会社をやっているそうです。今回、業務拡張のために駐車場の増設をしたいということでした。

さんのこの申請地なんですが、既存の敷地のところ、これも さんの土地だったところなんです。今回の申請地も出したというのは、長年、ここの土地、形もこういう細長い形であるので、作付はもう長年していないということで、誰か買っていただければ売りたいと考えたところ、今回、売買で話がまとまったということです。

なお、既存の敷地と今回申請の間の分筆したくいも確認いたしました。そんなことから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。  
どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

また確認で恐縮なんですけれども、転用の場合、転用目的って大事だと思うんですけども、それを考えると、転用目的は駐車場で、地目も雑種地になるのかなというふうに思うんですけども、括弧書きで既存敷地の拡張というふうに書かれているんですけども、通常、敷地拡張というと何か宅地の拡張みたいな感じを受けて、地目が宅地になってしまうのかなというふうにもちょっと思えるんですけども、この既存敷地の拡張という括弧書きで書かれている部分の意味合いというものがちょっとよく分からないんですけども、雑種地になるのか宅地になるのか、その辺、もし分かりましたら教えていただけますか。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

今回、申請地が1種農地ということもあり、今回、駐車場を設けたい場合の転用の申請としては、ちょっと敷地拡張というメニューしかございませんで、今回、既存の耐震倉庫だったり、事務所がありますので、そこを1種農地ですので、やっぱり拡張も制限がありまして、種地の1.5倍までとあるんですけども、それ以内に収めて、今回、既存の種地の1.5倍までの駐車場というところがないということでご指示いただいていますので、このような書き方をさせていただいています。

以上です。

○11番（関 弘明君） すみません、11番の関です。

そうすると、宅地という形になるんですか、地目は。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

市のほうで地目をちょっと判断するものではなくて、法務局のほうの登記官のほうでの判断になるかと思われま。

以上です。

○11番（関 弘明君） 分かりました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

15番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、16番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図29ページ及び土地利用計画図、給排水計画図の5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、工場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可が見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番(瀬下京子君) 3番、瀬下です。

3月12日、田村推進委員と譲受人の代理であります行政書士の さん立会いの下、現地調査及びお話を伺ってまいりました。

現地に関しましては、昨年までお米を耕作されていたようで、きれいに管理をされておりました。

譲受人の は、 でプラスチックの部品の製造を行っております。主に注射器、あとファックスの歯車とか、あとコンビニなどに置いてありますたばこのケースなどを作っているそうです。

申請地に関しましては、交通の便を考えるととても便利なので、好条件のため、今回の申請になりました。

また、工場建設に当たりまして、近隣の方の説明会を設けまして了解を得たということです。臭いも音もなしということで心配は要らないとのことでした。

やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

16番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、17番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図30ページ及び土地利用計画図の5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借権（30年）により土地を借り受け、駐車場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、事業所を移転したことに伴い、従業員駐車場が不足しており、事業所に隣接する当該地を利用したいため計画したものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（瀬下京子君） 3番、瀬下です。

3月12日、田村推進委員と現地調査を行ってまいりました。

譲受人の代理であります の さんは、遠方のため立会いはできませんということで電話での対応となりました。

現地に関しましては、道路と同じ高さになっておりまして、土を入れたような感じがしたので、 さんにご連絡をいたしましてお話を伺ったところ、もともと、一番最初は畑として使っていたんですけれども、 に さんがいるということで、なかなかもうそれができないということで、草の管理だけは年に何回か、 さんがいらっしゃって管理をしていたということです。

それで、U字溝の工事をしたときに砂利が余ってしまったと、その余った砂利を畑のところに敷いていたんだと、それはまずいんではないかということで、 さんが事務局にご連絡をして原状回復をしてほしいということで原状回復をして土を入れたんですというお話を伺ってまいりました。

譲受人の という会社は、テレビの映像機械とか製造・販売をする企業でありまして、

事務所を から 、 の中に移転をしたということで、移転に伴いまして駐車場が不足しているということで今回の申請になりました。センター内に置ける車が20台と決まっているようで、申請地に許可が下りましたら砂利をちょっと敷いて20台を置く予定だそうです。

やむを得ないと判断してまいりましたけれども、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

ないですか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

17番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第5号「令和8年（3月分）農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

（ 退室）

○会長（小川達男君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙、議案第5号をご参照ください。

令和8年（3月分）農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

促進計画につきましては、借受けを希望した方に、農地中間管理機構が借り受けた農地を

再配分したものです。それを受けて、希望者への農用地の貸付けが適当であるかのご審議をよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないですか。

ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「令和8年（3月分）農用地利用集積等促進計画（案）について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、同意とすることに決定をいたします。

議案第5号の審議が終了しましたので、退席している委員の入室をお願いします。

（入室）

---

◇

### ◎報告事項

○会長（小川達男君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） それでは、報告第1号から第4号についてご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の12ページからをご参照ください。失礼しました、13ページからになります。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について12件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、16ページをご参照ください。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について1件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、17ページをご参照ください。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について4件で、内容は資料のとおりです。

報告第4号、18ページから47ページをご参照ください。「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について128

件で、内容は資料のとおりです。

この資料の中で訂正がございます。14ページの今の報告の中の訂正でございますが、14ページでナンバーが一番左、567とございますが、その7の下が137となっております。こちらが8の誤りでございます。大変申し訳ございませんでした。

報告を終わります。

○会長（小川達男君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。



### ◎閉会の宣告

○事務局（渡辺昌也君） 小川会長のほう、議事進行ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、松本職務代理から閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） それでは、本日はお忙しい中、委員各位におかれましては慎重審議をいただき、ありがとうございました。

今日でこのメンバーで最後の総会となりました。大変お世話になりました。それと、会長も36回、議長で会長でおって、長い間お疲れさまでした。

それと、局長をはじめ、次長さんをはじめ、事務局の皆様、本当に長い間、お世話になりました。異動しても頑張ってください。

それでは、これもちまして、令和8年第3回加須市農業委員会総会を閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 3時33分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和 8年 3月19日

会 長 小 川 達 男

署名委員 瀬 下 京 子

署名委員 山 岸 和 男